

あきた未来創造部

総務企画委員会

【議案関係資料】

11月25日提出

令和7年第2回定例会（12月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和7年11月25日
あきた未来創造部

【予算関係】

<移住・定住促進課>

移住相談体制強化事業に係る債務負担行為の設定について . . . 3

【議案関係】

<地域づくり推進課>

秋田県ゆとり生活創造センターの指定管理者の指定について . . . 5

移住相談体制強化事業に係る債務負担行為の設定について

移住・定住促進課

1 目的

アキタコアベース（秋田県あきた暮らし・交流拠点センター）に県内相談拠点を新設するとともに、両拠点の相談業務等を一括して民間に委託し、一貫した相談体制を構築する。

2 概要

相談拠点	相談体制	相談員の業務
首都圏（東京都）	3名※	相談対応、大学訪問、情報発信等
県内（秋田市・新設）	3名	企業・市町村との連携による相談対応、求人開拓等

※首都圏相談拠点にはこのほか県職員3名が常駐

3 債務負担行為限度額

41,718千円（ $\ominus$ 41,718千円）

（委託料の内訳）

・人件費（相談員6名分）	33,840千円
・テナント賃料・光熱水費（県内相談拠点分）	2,509千円
・諸経費・旅費等	1,577千円
・消費税	3,792千円

4 債務負担行為を設定する理由

令和8年度当初から新体制で業務を開始するためには、今年度中に受託者の決定を行い、相談員の選定や研修等を行う必要があるため。

✓ マーケティング視点により、移住希望者や関心層のニーズに「強く」応える相談体制を構築し、移住者の更なる増加を図る

現状の課題

- 東京一極集中の再加速により、本県の移住者数も伸び悩んでいる
- 相談機能を一元化し、利便性が向上したものの、相談件数が横ばいの状態にある
- 移住希望者と企業との県内におけるマッチング支援が十分に行き届いていない
- 住まいや子育ての情報提供に関して、市町村との連携が十分でない

目指す姿

- 更なる情報発信とイベント企画による移住関心層・潜在層の拡大
- 移住希望者を一押しする、多様なニーズに対応したアプローチ
- 東京と秋田の連携による質の高い就職支援を実施
- 企業や市町村との連携による個別具体的な伴走支援

社会減対策パッケージ(短期集中型)の一つの取組として
移住を促進する体制を強化



社会減目標値
R10 : 1,990人

✓ 東京・秋田の両拠点が連携し、一貫した相談支援を実施



関心段階
「情報を収集してみよう」



抽象的検討段階
「窓口で相談してみよう！」



具体的検討段階
「秋田で就職したい！」



移住実現

アキタコアベース

東京拠点

県職員3名+相談員3名

相談者のニーズや事業の把握
移住潜在層・関心層の掘り起こし

- 県職員・相談員の協働で潜在層・関心層にPR
 - ・SNSによる積極的な情報発信
 - ・イベント企画・実施
 - ・専門性を生かした大学連携

秋田拠点(R8新設)

相談員3名

移住の実現に向けた支援

- 相談者のニーズを把握した段階で東京拠点から引継
 - ・企業との条件を調整
 - ・企業求人情報を開拓、提供
 - ・市町村との連携

【委託するメリット】

- ・ 民間企業のノウハウを生かし、より質の高い相談サービスを提供することができる
- ・ 仕様書でKPIを設定し、契約内容を成果に直結することができる
- ・ 同一事業者が一元的に業務管理することにより、東京・秋田がスムーズに連携できる
- ・ 民間企業が持つマーケティング力や営業力を取り入れることができる

秋田県ゆとり生活創造センターの指定管理者の指定について

地域づくり推進課

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、「秋田県ゆとり生活創造センター」の指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者となる団体

施 設 名 称	団 体 名
秋田県ゆとり生活創造センター	特定非営利活動法人あきたパートナーシップ

2 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 選定委員会の開催

- (1) 開 催 日：令和7年10月17日
- (2) 委 員 構 成：委員5名（外部委員3名、内部委員2名）
- (3) 申請団体数：1団体

4 審査結果

(1) 審査方法

条例に定める選定基準について評価し、点数化した。併せて、総合的観点からも議論・検討を加え、指定管理者の候補者を選定した。

(2) 評点

選定基準 団体名	1 県民の平等 利用の確保 (適合しなければ失格)	2 施設設置目的 の効果的達成 (満点20点)	3 効率的な管理 (満点20点)	4 適正かつ確実 な管理を行う 能力 (満点20点)	5 施設の設置目的 を達成するため の事業の実施 (満点40点)	合 計 (満点100点)
特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ	適	17.6	13.6	15.2	35.2	81.6

(3) 総合評価

特定非営利活動法人あきたパートナーシップは、全ての審査項目においてバランスよく評点を獲得しており、業務の安定的な運営が期待できると評価された。

5 今後のスケジュール

- ・ 議会の議決を経た後に、指定管理者と管理運営の必要事項等について協定を締結する。
- ・ 令和8年度分の指定管理料に係る予算案を令和8年2月議会に提案する。

「秋田県ゆとり生活創造センター」の概要

1 設置目的

自由時間を利用した活動及びボランティア活動をはじめとする自主的な社会貢献活動を行う団体等に対し、これらの活動に関する情報及び研修の機会を提供するとともに、これらの団体等の交流その他の活動を支援し、もってゆとりのある県民生活の実現に寄与する。

2 所在地

秋田市上北手荒巻字堺切24-2

3 施設概要

【開設】平成14年11月23日

【敷地面積】16,941.63㎡【延べ床面積】3,521.60㎡ 木造平屋（一部RC）

【主な施設】

- ・ 管理棟：事務室、NPO情報・相談コーナー、研修室1・2・3、幼児ルーム、ミーティングコーナー、図書・情報コーナー
- ・ 工房棟：多目的工房（木工、園芸等作業スペース）
- ・ 交流棟：研修室4・5、食工房、県民ギャラリー、食堂
- ・ 会議棟：会議室、エントランスホール
- ・ 昭和館：移築民家、蔵（研修室6）